

特別養護老人ホームやまぼうし 入居料金表

(単位：円)

基準費用額		1日単位						1月単位		介護保険対象外		1日	30日
要介護区分	① 介護費	② 日常生活 継続支援 加算	③ 夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	④ 看護 体制 加算 (Ⅰ)	⑤ 看護 体制 加算 (Ⅱ)	⑥ 個別機能 訓練体制 加算	⑦ 栄養 マネジメント 強化加算	⑧ 科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ)	⑨ 個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	⑩ 居住費	⑪ 食費	料金	料金
要介護1	589	36	16	4	8	12	11	50	20	915	1,445	3,036	91,150
要介護2	659											3,106	93,250
要介護3	732											3,179	95,440
要介護4	802											3,249	97,540
要介護5	871											3,318	99,610

※介護保険負担割合証が2～3割負担の方は①～⑨が2～3倍になります。

※①～⑦、⑩⑪は1日単位、⑧⑨は1月単位となります。(1日料金には月単位の加算は含まれておりません。)

※①～⑨に介護職員等処遇改善加算(14.0%)が加算されます。表には含まれておりません。

※初期加算として、入居日から30日間、1日30円(2割負担の方は60円、3割負担の方は90円)が加算されます。

※入居時の1回限り、安全対策体制加算として20円(2割負担の方は40円、3割負担の方は60円)が加算されます。

※嘱託医より、疾患治療として発行された食事箋に基づき療養食が提供された場合、1食あたり6円(2割負担の方は12円、

3割負担の方は18円)が加算されます。

※入院及び外泊された際、翌日から6日間、1日246円(2割負担の方は492円、3割負担の方は738円)が加算されます。

★所得要件と資産要件(※)のいずれにも該当する場合、居住費・食費について負担限度額の対象となります。

申請により対象となる方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

(※)第2段階：利用者本人及び配偶者の預貯金等の資産合計が1650万円以下(配偶者がいない場合は650万円以下)

(※)第3段階①：利用者本人及び配偶者の預貯金等の資産合計が1550万円以下(配偶者がいない場合は550万円以下)

(※)第3段階②：利用者本人及び配偶者の預貯金等の資産合計が1500万円以下(配偶者がいない場合は500万円以下)

★第1段階 生活保護を受給している方、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方													
要介護区分	① 介護費	② 日常生活 継続支援 加算	③ 夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	④ 看護 体制 加算 (Ⅰ)	⑤ 看護 体制 加算 (Ⅱ)	⑥ 個別機能 訓練体制 加算	⑦ 栄養 マネジメント 強化加算	⑧ 科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ)	⑨ 個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	⑩ 居住費	⑪ 食費	1日 料金	30日 料金
要介護1	589	36	16	4	8	12	11	50	20	0	300	976	29,350
要介護2	659											1,046	31,450
要介護3	732											1,119	33,640
要介護4	802											1,189	35,740
要介護5	871											1,258	37,810
★第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額等合計所得金額の合計が80万円以下の方													
要介護区分	① 介護費	② 日常生活 継続支援 加算	③ 夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	④ 看護 体制 加算 (Ⅰ)	⑤ 看護 体制 加算 (Ⅱ)	⑥ 個別機能 訓練体制 加算	⑦ 栄養 マネジメント 強化加算	⑧ 科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ)	⑨ 個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	⑩ 居住費	⑪ 食費	1日 料金	30日 料金
要介護1	589	36	16	4	8	12	11	50	20	430	390	1,496	44,950
要介護2	659											1,566	47,050
要介護3	732											1,639	49,240
要介護4	802											1,709	51,340
要介護5	871											1,778	53,410
★第3段階 ① 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額等合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下													
要介護区分	① 介護費	② 日常生活 継続支援 加算	③ 夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	④ 看護 体制 加算 (Ⅰ)	⑤ 看護 体制 加算 (Ⅱ)	⑥ 個別機能 訓練体制 加算	⑦ 栄養 マネジメント 強化加算	⑧ 科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ)	⑨ 個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	⑩ 居住費	⑪ 食費	1日 料金	30日 料金
要介護1	589	36	16	4	8	12	11	50	20	430	650	1,756	52,750
要介護2	659											1,826	54,850
要介護3	732											1,899	57,040
要介護4	802											1,969	59,140
要介護5	871											2,038	61,210
★第3段階 ② 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額等合計所得金額の合計が120万円を超える方													
要介護区分	① 介護費	② 日常生活 継続支援 加算	③ 夜勤職員 配置加算 (Ⅲ)	④ 看護 体制 加算 (Ⅰ)	⑤ 看護 体制 加算 (Ⅱ)	⑥ 個別機能 訓練体制 加算	⑦ 栄養 マネジメント 強化加算	⑧ 科学的介 護推進体 制加算 (Ⅰ)	⑨ 個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	⑩ 居住費	⑪ 食費	1日 料金	30日 料金
要介護1	589	36	16	4	8	12	11	50	20	430	1360	2,466	74,050
要介護2	659											2,536	76,150
要介護3	732											2,609	78,340
要介護4	802											2,679	80,440
要介護5	871											2,748	82,510